

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築指導課

許認可等の内容		建築協定の認可
根拠法令等及び条項		建築基準法第73条第1項
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	建築基準法第71条から第72条まで 建築基準法施行規則第10条の6
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 特定行政庁は、当該建築協定の認可の申請が、次に掲げる条件に該当するときは、当該建築協定を認可しなければならない。</p> <p>(1) 建築協定の目的となっている土地又は建築物の利用を不当に制限するものでないこと。</p> <p>(2) 建築基準法第69条の目的に合致するものであること。</p> <p>(3) 建築協定において建築協定区域隣接地を定める場合には、その区域の境界が明確に定められていることその他の建築協定区域隣接地について国土交通省令で定める基準（3参照）に適合するものであること。</p> <p>2 建築基準法第69条の規定</p> <p>市町村は、その区域の一部について、住宅地としての環境又は商店街としての利便を高度に維持増進する等建築物の利用を増進し、かつ、土地の環境を改善するために必要と認める場合においては、土地の所有者及び借地権を有する者（仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権を有する者）が当該土地について一定の区域を定め、その区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準についての協定（以下「建築協定」という。）を締結することができる旨を、条例で、定めることができる。</p> <p>3 国土交通省令で定める基準</p> <p>国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 建築協定区域隣接地の区域は、その境界が明確に定められていなければならない。</p> <p>(2) 建築協定区域隣接地の区域は、建築協定区域との一体性を有する土地の区域でなければならない。</p>	